書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０４号

（本店所在地）和歌山市中649―３―611
清算株式会社　伸宏商事株式会社
代表清算人　吉田　伸彦
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第５号

宮崎県都城市安久町4742番地１
清算株式会社　サングリーンジャパン株式会社
代表清算人　谷口　智子
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００３号

北海道江別市江別太373番地
清算株式会社　株式会社農業生産法人やま道の里
代表清算人　富永　政博
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　弁済の場所・方法

本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

２　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権

１　弁済

清算株式会社は、協定債権者に対して、弁済を行わない。ただし、本協定の認可決定確定後に、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の債権額に応じて按分して弁済する。

２　債務免除等

清算株式会社は、協定債権全額について、本協定認可決定確定時にその債務の免除を受ける。

また、清算株式会社が、債務免除の効力発生後に上記１ただし書の規定により弁済を行う場合は、各弁済の限度で、当該債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。

第３　協定債権以外の債権の弁済

清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。

札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１４号

徳島県徳島市津田海岸町５番43号
清算株式会社　株式会社ケイエス
代表清算人　北内　啓夫
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

株式会社ケイエスと各協定債権者は、株式会社ケイエスに対する債権につき、以下のとおり協定する。

１　各協定債権者は、本件認可決定の確定時に各協定債権の債権（本件特別清算決定日の前後を問わず一切の利息債権、遅延損害金等付随する債権を含む。）を全額免除する。

２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第１項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

徳島地方裁判所民事部

更生計画認可

令和７年（ミ）第１号

名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
１　決定年月日　令和７年10月６日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨

凡例

本更生計画案において、以下に掲げる用語は、それぞれ以下の意義を有する。

用語：意義
本更生計画：認可決定後の本更生計画案
本更生計画案提出日：本更生計画案の提出期限である2025年８月21日
本更生計画認可決定：本更生計画の認可決定
本更生計画認可決定日：本更生計画の認可決定がなされた日
更生手続開始決定日：2025年３月21日
管財人：更生会社の管財人である青木良成
更生会社：愛知電熱株式会社
本事業：更生会社の食品・製菓機械の製造及び販売並びに食品・製菓機械のメンテナンス事業
ウエスト：株式会社ウエスト
本スポンサー：株式会社アイチ
ＹＣ．ＬＯＧ：本スポンサーの100％子会社であるＹＣ．ＬＯＧ株式会社